

徳島市まちづくりスクール運営事務局業務 要求水準書

1 業務名

徳島市まちづくりスクール運営事務局業務

2 業務の目的

本市において、地域の未来を担っていく人材を育成するために「まちづくりスクール」を開講する。講演会やワークショップなどのまちづくりについて学ぶ授業を行うとともに、合宿イベント等にて「水都とくしま」の魅力を向上させるプロジェクトの提案を求める。提案のうち、優良な計画については、公民連携で実践的に取り組むものとする。

まちづくりスクールを開講するにあたり、事務局運営及び受講生やまちづくり人材の伴走支援に係る業務を委託し、次世代の地域の担い手を育成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) まちづくりスクールの受講生募集に係る業務
- (2) まちづくりスクールの授業（講演会・ワークショップ等）実施に係る業務
- (3) 受講生が、授業での学びを深め、プロジェクト提案を行う合宿イベントに係る業務
- (4) 受講生が提案したプロジェクトを実現するための伴走支援に係る業務
- (5) まちづくり人材表彰やソーシャルビジネスチャレンジなどの本市事業をきっかけとするまちづくり人材等の活躍機会創出や活動支援に係る業務
- (6) 連絡調整やその他提案など、まちづくり人材の育成を図るために必要となる業務

5 業務の詳細

- (1) まちづくりスクールの受講生募集に係る業務

ア まちづくりスクールの受講生を20人以上集めること。受講希望者が、大幅に想定数を上回る場合、申込先着順や書類・面談による選考など任意の方法により受講生を選定しても構わない。

イ まちづくりスクールの受講生となり得る人材は、今後地域を担っていく若手とし、徳島市民、徳島市の通勤通学者、ないし徳島市の関係人口とみなせる者とする。

ウ 受講生募集に係る広報は、本市と連携し公式 HP をはじめとする本市メディアを活用するとともに、受託者の有する HP や SNS などといった独自の広報手段も活用するものとする。

- エ まちづくりスクールの受講生から受講料等を徴収し経費に充てようとする場合は、事前に市と協議しその金額を設定するものとする。
- (2) まちづくりスクールの授業（講演会・ワークショップ等）実施に係る業務
- ア 次の人材を講師やメンターとして招聘し、講演会やワークショップにてまちづくり活動について学びを深める授業を契約期間内に6回以上実施すること。なお、その内の1回以上は、県外人材を講師として選定すること。
- ・地域でまちづくり活動を実践している者など、専門的な見地を有する人材
 - ・まちづくり人材表彰やソーシャルビジネスチャレンジなどの本市事業をきっかけとするまちづくり人材
 - ・協働推進員を始めとする、まちづくり活動に従事する本市職員
 - ・その他、市長が適切と認める人材
- イ 授業に参加可能な者は原則受講生とするが、受講生以外に本市の新規採用職員やインターンシップ生など、本市のまちづくりの担い手となる人材が参加できるよう配慮すること。
- ウ 授業内容の検討や講師・メンターの選定にあたっては、受託者から案を提示した上で、本市と十分に協議し決定するものとする。
- エ 講師・メンターへの依頼、授業を実施する会場の手配及び受講生に対する事務連絡など、実施に係る事前準備は受託者の責において行うこと。
- (3) 受講生が、授業での学びを深め、プロジェクト提案を行う合宿イベントに係る業務
- ア 受講生が参加する1泊2日の合宿イベントを徳島市内にて開催すること。
- イ 合宿イベント開催時には、(2)のアに示した人材を講師やメンターとして招聘し、まちづくり活動について学ぶ時間を設けること。
- ウ 合宿イベント開催時には、受講生らが今後、実施主体となり取り組むプロジェクトを提案させるものとし、有意義な提案が行えるよう専門家等から指導を受けることができる枠組みを、合宿イベント内において提供すること。
- エ 提案プロジェクトについては、「水都とくしま」の魅力を向上させるものとし、市の事業をきっかけとするまちづくり人材や市内の地元コミュニティ、市民活動団体などの多様な主体と連携し、特に徳島駅と阿波おどり会館を直線道路でつないだ「シンボルゾーン」にて実施されるものを目標とすること。また、プロジェクトの実施にあたってはボランティアツーリズムにより県外からスタッフ等が参画する枠組み（延べ：5人以上）を目指すこと。
- オ 合宿イベントの内容の検討や講師・メンターの選定にあたっては、受託者から案を提示した上で、市と十分に協議し決定するものとする。
- カ 講師・メンターへの依頼、合宿イベントを開催する会場の手配及び受講生に対する事務連絡など、実施に係る事前準備は受託者の責において行うこと。
- キ 受講生から合宿イベントの参加費を徴収し経費に充てようとする場合は、事前に市と協議しその金額を設定するものとする。

- (4) 受講生が提案したプロジェクトを実現するための伴走支援に係る業務
- ア 伴走支援を行うにあたりスタッフを複数人配置すること。前述の伴走支援スタッフは、まちづくり活動の経験を有する者とし、必要に応じ講演会・ワークショップ、合宿イベントに参画させること。
- イ 受講生が、合宿イベントにおいて発表した提案プロジェクトを年度末までに実現させるために、適切な伴走支援を行うこと。具体的な実施方法や頻度については、自由に提案できるものとし、必要に応じて本市の広報支援など公民連携の枠組みを求めることができるものとする。
- (5) まちづくり人材表彰やソーシャルビジネスチャレンジなどの本市事業をきっかけとするまちづくり人材等の活躍機会創出や活動支援に係る業務
- ア 本市の事業をきっかけとするまちづくり人材等が活躍できる分野やフィールド、具体的な企画・イベント等について、本市に対して提案すること。提案した内容は、本市との協議のうえ、まちづくり人材やまちづくりスクールの受講生等の参画を求めることができるものとする。
- イ まちづくり人材等が独自のまちづくり活動に従事する際には、本市および徳島市まちづくり協働プラザ等と連携し、必要に応じて支援を行うこと。
- (6) 連絡調整やその他提案など、まちづくり人材の育成を図るために必要となる業務
- ア 新たにまちづくり活動に参画する人材を年度内に20人以上輩出すること。
- イ (2)～(5)に示した業務の実施にあたっては、市と綿密に連絡を取り、協働して取り組むものとする。そのために必要となる連絡調整やその他事務について入念に行うこと。
- ウ 授業及び合宿イベントの実施にあたっては、受講生に係る保険として、活動保険やレクリエーション保険等に加入すること。
- エ その他、本事業の目的を達成するために有効と考えられる自団体の強みや企画などについて、提案できるものとする。

6 事業計画書及び実施報告書の提出

業務実施にあたっては、具体的な業務内容について本市と協議の上、事業計画書を作成し提出するものとする。また、委託業務完了後には実施報告書を作成し、本市の検査を受けること。

7 疑義解決

本要求水準書に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、解決するものとする。

8 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

9 秘密の厳守

受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密として指定して開示されている全ての情報）に関し、次に掲げる事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、秘密情報を自団体内限りで本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による了承なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。

ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程の目的に必要と考えられる受託者の管理者、その他の責任ある構成員に対して、これらの秘密情報を公開するにあたってはこの限りではない。その場合においては、秘密情報の保持、利用に関して受託者がすべての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受託者は、秘密資料（情報公開に係る資料）を発注者における事前の書面による了承なしには、複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受託者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を講ずるものとする。

(4) 資料の返還

受託者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。また、発注者による書面での要求があった場合、受託者は、遅滞なくこれらの秘密資料を返却し、また、この秘密情報をもとに作成された全ての資料を発注者に引き渡すか、破棄することとする。その場合においては、その事実を証明する書面を提出することとする。

(5) 事故報告義務等

受託者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

10 セキュリティ

受託者は本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

11 その他

前項までに規定した事項は、業務を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。その際は、発注者と受託者が協議の上、行うものとする。

以 上